

お客さまとの取引時の確認についてのご協力のお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止のため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、平成28年10月1日から施行されます。これに伴い、口座開設時等に行う取引時確認の方法が一部変更となりますので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主な取引について

- | |
|---|
| (1) 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始 |
| (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り |
| (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引 等 |

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

2. ご確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	A ○運転免許証、運転経歴証明書 ○旅券（パスポート） ○個人番号カード ○在留カード、特別永住許可証明書 等
		B ○各種健康保険証 ○国民年金手帳 ○母子健康手帳 等
		C ○住民票の写し ○戸籍謄(抄)本(附票添付) 等
	職業・取引の目的	B書類の場合は、他の確認書類又は公共料金の領収書が必要です。 C書類の場合は、取引関係文書を転送不要郵便で送付します。 お客さまの申告により確認させていただきます。
ご本人以外の方が来店される場合	上記確認資料で来店された方の氏名・住所・生年月日を確認するほか、ご本人さまのために取引を行っていることを書面(住民票等)で確認させていただきます。	

	確認事項	主な確認書類
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 ○官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所所在地の記載があるもの 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	個人のお客さまの確認資料で来店された方の氏名・住所・生年月日を確認するほか、登記事項証明書、委任状等により法人を代表する役員として登記されていること等、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	定款、登記事項証明書 等
	取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	実質的支配者	お客さまの申告により確認させていただきます。 実質的支配者とは、議決権の25%超を直接又は間接に保有する等、法人の活動の支配的な影響力を有すると認められる自然人まで遡って確認させていただきます。

注意：有効期限のある書類は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類は、提示される日前6ヶ月以内に発行されたものに限りま。

3. ハイリスク取引について

なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクの高い一定の取引として、次に該当する場合は、より厳格な確認を行う必要があるため、上記確認資料に加え法令で定められた書類の確認、金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。さらに、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合は、資産及び収入の状況の確認をお願いすることがあります。

- ・過去の契約時の確認の際に顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
- ・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引
- ・外国の重要な公的地位にある者との取引

4. その他にご注意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて取引を行う目的、職業・事業の目的、実質的支配者等を確認させていただく場合があります。
- ・1回あたりの取引金額を減少させるため、一つの取引を分割したものは一つの取引とみなして取引時確認が必要となります。
- ・ご確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・詳しいことは、お取引店の窓口等にお問い合わせください。